

# 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (通称：ワシントン条約)に係る原産地証明書

わが国が締結している「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（通称：ワシントン条約）」(CITES: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)は、生動植物の国際取引が乱獲を招き、種の存続が脅かされることがないように、取引の規制を図ることを目的としています。

特に同条約の附属書Ⅲに掲載されている種については厳しく国際取引が規制されており、掲載されている種が非掲載国から輸出される場合、当該種が掲載国の原産でないことを立証するため、輸入国側から原産地証明書の取得を求められます。

本件に該当する種の原産地証明書の申請に当たっては、以下に従い掲載が必要な3項目を証明書上の7欄に記載のうえ、必要な典拠資料を添えてご申請ください。

	附属書Ⅰ	附属書Ⅱ	附属書Ⅲ
掲載基準	絶滅のおそれのある種で取引による影響を受けている又は受けるおそれのあるもの	現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を規制しなければ絶滅のおそれのあるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国・地域の協力を必要とするもの
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学術研究を目的とした取引は可能・輸出国</li> <li>• 輸入国双方の許可書が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 商業目的の取引は可能</li> <li>• 輸出国政府の発行する輸出許可書等が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 商業目的の取引は可能</li> <li>• 輸出国政府の発行する輸出許可書又は原産地証明書等が必要</li> </ul>
対象種(例)	オランウータン、スローロリス、ゴリラ、アジアアロワナ、ジャイアントパンダ、木香、ガビアルモドキ、ウミガメ など	クマ、タカ、オウム、ライオン、ピラルク、サンゴ、サボテン、ラン、トウダイグサ など	セイウチ(カナダ)、ワニガメ(米国)、タイリクイタチ(インド)、ミダノアワビ(南アフリカ) など

## ▶ ワシントン条約で原産地証明書に記載が求められている3項目

上記理由により原産地証明書を申請される場合、次の3つの項目を証明書上に記載することが条約で求められておりますのでご注意ください。

① 種の原産国	ワシントン条約における原産国とは、捕獲、採集、または繁殖された国・地域を指す。
② 対象貨物の由来	ワシントン条約において定めているソースコード(下記参照)
③ 対象貨物の目的	ワシントン条約において定めているパーパスコード(下記参照)

### 対象貨物の由来(ソースコード)：

記号	対象貨物の区分(由来)
W	野生のもの
F	F1世代又は野生と同等の飼育下で繁殖させた動物(下記注-1参照)
R	ランチング事業から生まれた動物
D	ワシントン条約事務局に登録されている繁殖施設において商業目的で繁殖させた附属書Ⅰの動物又は植物及びそれらの部分並びに派生物

A	人工的に繁殖させた植物及びそれらの部分並びに派生物
C	人工的に繁殖させた動物及びそれらの部分並びに派生物
U	出所不明
I	没収又は押収されたもの
O	条約適用前のもの ※なお、(O) の場合は、取得年月日等を括弧書きで記載する。 記載例：(O) (Acquired in October, 1975)

注：「F1 世代」とは、当該動物の親が野生だが飼育下で繁殖した動物である。また、「野生と同等の飼育下で繁殖させた動物」とは、人工的に制御された環境で産出された標本の定義を満たさない場合に用いられる。

#### 対象貨物の目的（パーパスコード）：

記号	輸出の目的
T	商業 = Commercial
Z	動物園 = Zoos
G	植物園 = Botanical gardens
Q	サーカス及び移動展示会 = Circus and travelling exhibitions
S	科学 = Scientific
H	ハンティング・トロフィー = Hunting trophies
P	個人 = Personal
M	生物・医学研究 = Biomedical research
E	教育 = Educational
N	野生への返還又は野生化 = Reintroduction(or introduction) into the Wild
B	繁殖又は人口栽培 = Breeding in captivity (or artificial propagation)

※ 当該貨物の輸出が商業取引であっても、輸入者が動物園、植物園又は博物館等の場合には、「動物園」、「植物園」又は「科学目的」に区分のこと。

#### ▶ 証明書の発給申請に必要な典拠書類

本件に該当するご申請に当たって必要となる典拠書類は次の通りとなっております。

① 誓約書（念書）（下記サイトからダウンロード可。） <a href="http://www.yokohama-cci.or.jp/0_PDFetc/301/washington.xls">http://www.yokohama-cci.or.jp/0_PDFetc/301/washington.xls</a>	
② 本件に該当する貨物が日本産か外国産かにより次の書類が必要となります。	
日本産	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売又は譲渡された貨物にあっては、販売証明書又は譲渡証明書</li> <li>国内で繁殖した場合にあっては、繁殖証明書</li> </ul>
外国産	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本税関の通関済み輸入許可書（I/D）</li> <li>輸入に際し、相手国管理当局等が発行した輸出を認めた旨の書面（輸出許可書等）</li> </ul>
※ 日本の輸出許可書（E/D）は2011年1月1日から不要	

#### ▶ 参考サイト

・ワシントン条約について（経済産業省のサイト）：

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/cites/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/index.html)